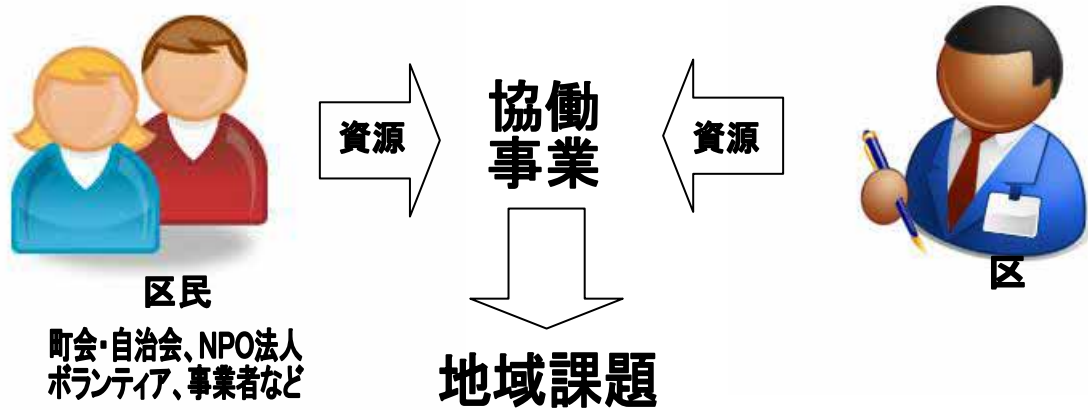


協働事業提案制度・評価制度の創設（案）

協働事業とは

地域には、防犯・防災をはじめ、福祉、環境、教育などさまざまな分野において、多くの区民の皆さんに関係する公共的な課題があります。

こうした地域課題に対して、町会・自治会やNPO・ボランティア団体など区民の皆さんと区が、それぞれの持つ資源（知識、経験、人材、情報、資金など）を持ち寄って、力を合わせて取り組むことによって、効果的に解決していくための仕組みのひとつです。



協働の原則
対等、相互理解、自主性の尊重、情報公開、自立化、目的の共有

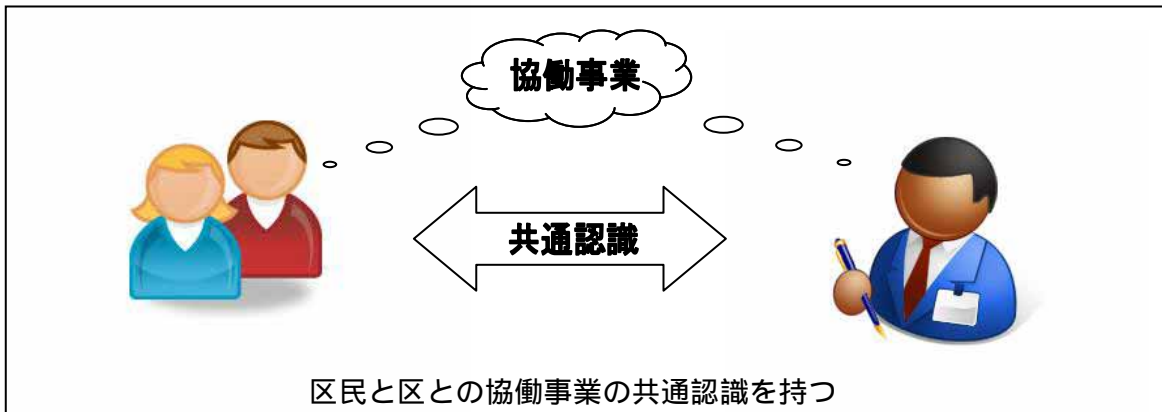
協働事業提案制度とは

協働事業提案制度は、地域の多様な課題について、区民の皆さんの発想を活かした企画・提案を募集し、選定された事業を、提案した団体と区とが協働で実施することにより、地域課題の解決に取り組む制度です。



協働事業提案制度の目的

協働事業提案制度は協働事業の推進を大きな目標に、区民の期待が高い分野や区が提示する課題に対して、活動主体からの発案による事業をモデル事業として実施し、その過程や結果を検証することにより、「区民と区との協働事業の共通認識を持つ」「区民の協働事業への信頼性と参加意欲の向上を図る」「区職員の協働事業への意識の向上とスキルアップを図る」ことを目指す。



区民の協働事業への信頼性と
参加意欲の向上



区職員の協働事業への意識の向上と
スキルアップ



1 特定分野での区民からの自由提案事業

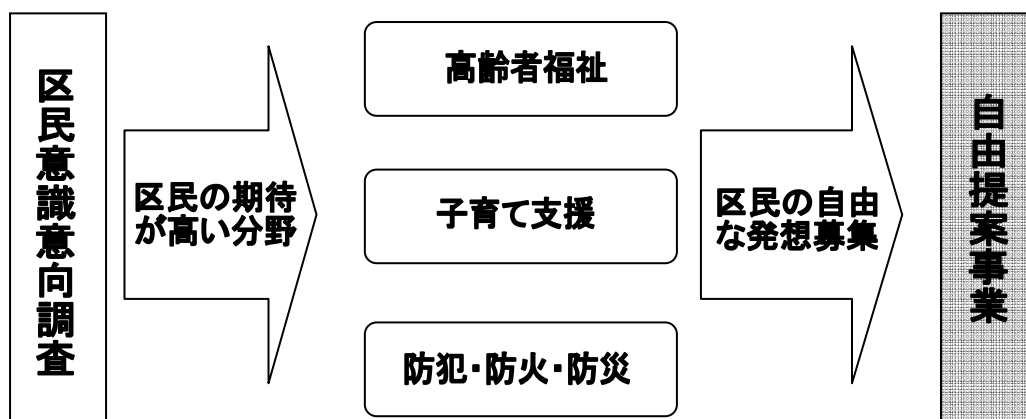
平成 21 年度区民意識意向調査で、区民の期待が高い分野において、区民が自由に公共的課題を設定し、その課題解決にあたり、区と協働で取り組むことで、効果的な課題解決が期待できる事業の提案を募集する。

(区の計画・施策などと整合性がある事業)(1 事業あたり 50 万円まで)

高齢者福祉に関する事業

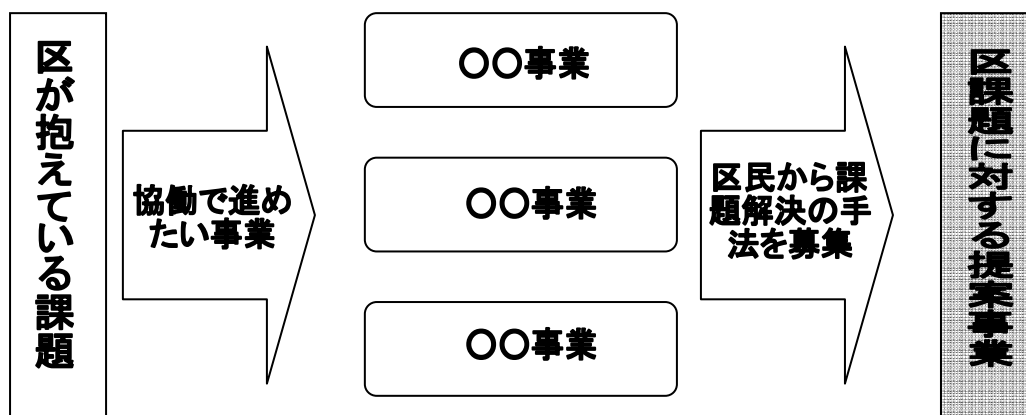
子育て支援に関する事業

防犯・防火・防災に関する事業



2 区からの課題に対する提案事業

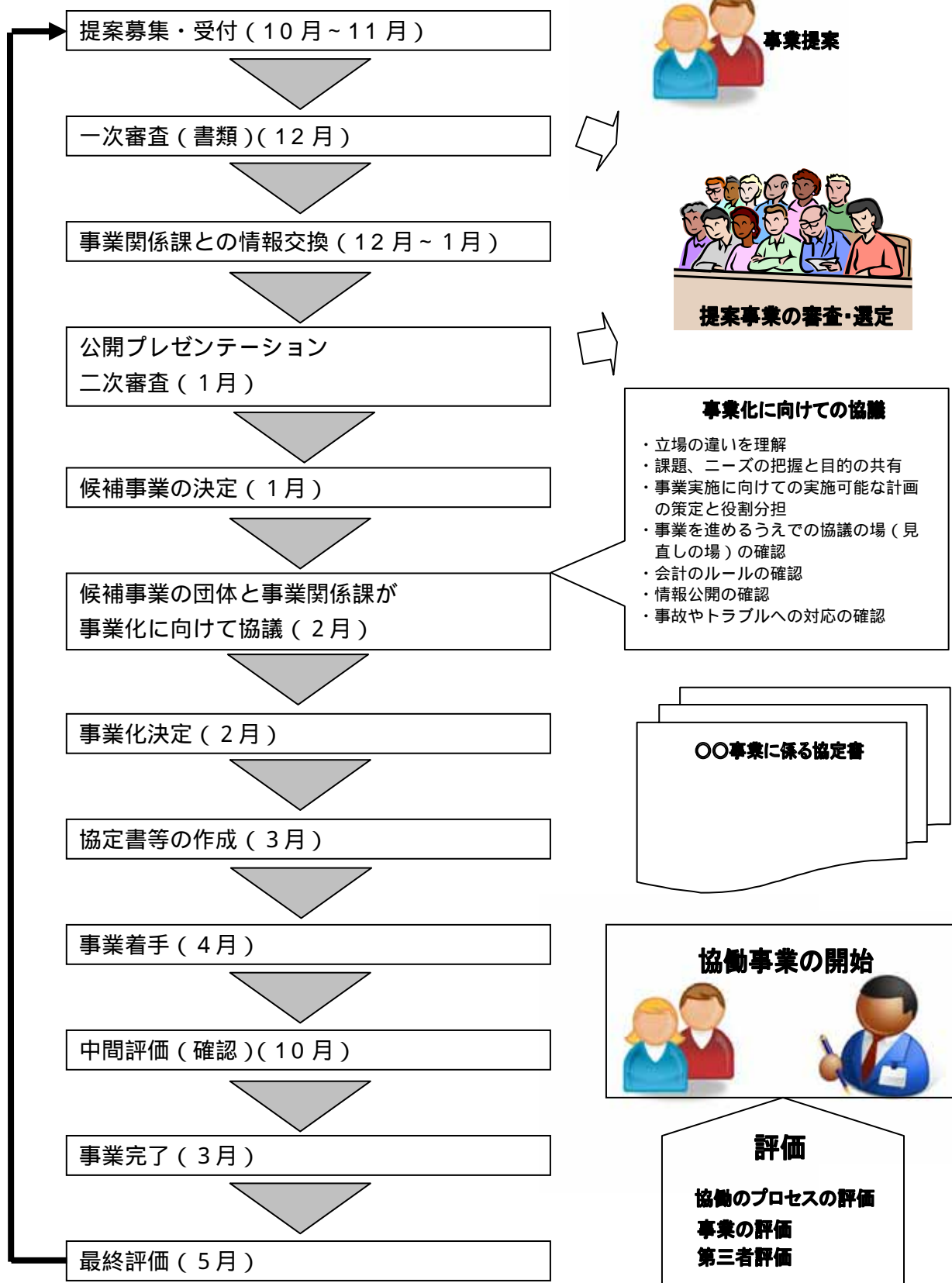
区が抱えている課題で、区民の皆さんと協働で進めたいと考えている事業を、あらかじめ区からの提案として提示し、区民から事業の提案を募集。(事業ごとの概算金額を上限とする)



3 区が負担する予算総額 500万円(予定)

協働事業募集フロー図

改善



対象となる事業の要件

つぎに掲げるすべての要件を満たす事業

- 1 提案募集区分1または2に該当する事業
- 2 練馬区基本構想や長期計画の実現に資する事業
- 3 提案した団体が主体的に実施する事業
- 4 公共性の高い事業で、地域課題の解決に向けた新たな取り組みが期待できる事業
- 5 役割分担が明確かつ妥当で、協働での効果が見込まれる事業
- 6 平成24年3月までに具体的な効果または成果が期待できる事業
- 7 予算の見積もりなどが適正な事業

練馬区の役割

経費の負担、区立施設の会場確保、広報、情報提供、関係機関との連絡調整などを想定しています。事業化する中で具体的に調整を図ることになります。

つぎの事項に該当する事業は対象としない

- 1 営利を目的とした事業（事業実施に伴い参加費等の収入がある場合、その収入が事業に係る支出を上回る事業は対象としない）
- 2 事業の成果が特定の個人や団体だけに帰属する事業
- 3 調査、研究、計画のみで、実施が伴わない事業
- 4 学術的な研究など、研究活動・成果を目的とした事業
- 5 施設の建設や整備を目的とした事業
- 6 政治、宗教活動を目的とした事業
- 7 地域住民の交流事業など親睦会的なイベント事業
- 8 区が実施している事業において提案できる事業
- 9 国や地方公共団体（練馬区を含む。）などから助成を受けている事業、または受ける予定のある事業

提案団体の要件

町会・自治会、特定非営利活動法人、ボランティア活動団体等の地域活動団体および社会貢献活動を行う事業者などで次の要件をすべて満たす団体(複数団体の共同提案可)

- 1 練馬区内で活動している団体
(練馬区内に事業所が有り、区内で事業を実施している団体)
- 2 5名以上の会員で組織されていること
- 3 組織の運営に関する規則(規約・会則等)があり、会員名簿を備えていること
- 4 予算・決算を適正に行われていること
- 5 団体の責任者および連絡責任者が特定できること
- 6 事業の成果報告(公開報告会での成果の発表を含む)および会計報告ができること
- 7 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- 8 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)にある者、若しくはその候補者、または政党を推薦し、支持し、またはこれらの反対することを目的とした団体でないこと
- 9 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- 10 協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有していること
(3項・4項の確認も含め、1年以上の活動実績を有すること)
- 11 提案団体が審査委員との間に利害関係がないこと

提案事業の実施期間

平成23年度の提案事業の実施期間は、平成23年4月から平成24年3月までとする。
(ただし、さらに1年間に限り継続実施ができることとする。)

この制度で募集する事業は単年度事業とします。翌年度も同事業で協働事業を行う場合は、次回の募集で再度提案を要します。その場合でも、同じ事業内容の提案は2回までとします。これは、モデル事業としてより多くの団体と区が協働事業を実施する機会を確保し、実施から評価を通じて、「区民と区との協働事業の共通認識を持つ」「区民の協働事業への信頼性と参加意欲を向上」「区職員の協働事業への意識の向上とスキルアップ」を図ることを目的としているからです。

提案事業の審査等

提案された事業については、区民協働推進会議の中から選出される協働事業審査委員会（以下「委員会」という。）において、一次審査（書類審査）、二次審査（公開プレゼンテーション）を経て選考し、選考結果を区長に報告する。その結果、採択された事業について提案した団体と区の提案事業に係る課（以下「事業関係課」という。）が協議を行い、事業化を目指す。

なお、審議は非公開とするが、審査結果は提案団体へ通知するとともに、練馬区のホームページ等で公開する。（公開の範囲は後日検討する。）

1 一次審査（書類審査）

提案団体の要件の審査および審査基準に基づき、委員会が一次審査（書類審査）を行い、公開プレゼンテーション・二次審査へ進む事業を選定する。審査結果はすべての団体に通知する。

2 審査基準（一次・二次審査共通）

	審査項目	審査の視点
1	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 募集区分に対応した事業であること
2	公共性 （提案事業の目的）	<ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズを把握し、多くの区民に成果・効果の還元が期待できる事業であること 地域課題が解決されること 公共的事業としての目的意識や法令順守がなされていること
3	企画力 （課題解決の手法）	<ul style="list-style-type: none"> 団体の地域性や専門性など、特徴が発揮されていること 事業の企画が精度の高いものであること
4	協働の有効性 （役割分担） （協働の必要性）	<ul style="list-style-type: none"> 区と協働で取り組む必要があること 区との役割分担が明確かつ妥当であり、協働による相乗効果が期待できること 区民の参加や参画が推進されること
5	実効性 （事業の実施体制） （過去の実績） （事業スケジュール）	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的、規模、具体的な実施工程、成果目標が明確かつ妥当であること 団体の活動経験・人員体制・進行管理が妥当であること 事業を遂行する能力があると認められること
6	事業費	<ul style="list-style-type: none"> 収支予算書の記載内容や積算根拠が明確で妥当であること 人件費等に偏りがなく事業の総額が成果と照らし合わせて妥当であること 費用に見合う効果が見込めること

3 事業関係課との意見交換

一次審査を通過した事業を提案した団体は、事業関係課と意見交換を行う。意見交換の内容については、団体と事業関係課それぞれが、二次審査の参考資料として委員会へ提出する。

提案事業について、提案団体より事業の概要説明を聞くとともに、区が持っている関連情報等を提供するなど、意見交換を行うことにより、事業の実現性や効率性が高めていきます。
提案団体は、二次審査に向けて、提案書の一部修正をすることができることとします。

4 公開プレゼンテーション・二次審査

一次審査を通過した団体は、公開プレゼンテーションに参加し、委員会に対して事業内容の説明を行う。委員会は、提案団体に対して事業内容の聴取・質疑を行う。

公開プレゼンテーション終了後、審査基準に基づき、委員会が審査を行い、審査結果を区長に報告する。審査結果はすべての団体に通知する。

委員会は、協働事業の候補となる事業について、意見や条件を付することがある。

区からの課題提案に対して、複数の団体から提案があった場合は、審査の結果、点数が高い提案事業を候補とする。

5 提案事業を実施する際の協議

二次審査を通過した事業を提案した団体は、事業化に向けて事業関係課と具体的な協議を行い、役割・責任分担などを明確にした協定書または契約書を作成する。(事業の実施は、平成23年度予算成立が条件となる。)

なお、事業化へ向けての協議および実施過程において、事業の要件や提案団体の要件を満たしていないことが判明した場合には、事業を中止することとする。

協議・確認事項 例

- ・立場の違いを理解
- ・課題、ニーズの把握と目的の共有
- ・事業実施に向けての実施可能な計画の策定と役割分担
- ・事業を進めるうえでの協議の場（見直しの場）の確認
- ・会計のルールの確認
- ・情報公開の確認
- ・事故やトラブルへの対応の確認

事業経費

事業の対象となる経費

名称	内容
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費、法定福利費
諸謝金	講師、専門家への報償費
消耗品費	消耗品、事務用品など
印刷費	ポスター・チラシなどの印刷費
交通費	事業に関わるスタッフの交通費
保険料	ボランティア保険、行事保険、損害保険など
通信費	事業実施に必要な郵便など
賃借料	事業実施に伴う会場使用料、リース料
租税公課	事業実施に必要な契約に伴う印紙代
その他経費	その他事業を実施するために必要と認められる経費

対象とならない経費

- 1 団体の構成員のみを対象とした講座、講演会
- 2 団体の構成員が講師となる講座、講演会などの講師謝礼
- 3 団体運営に係る人件費
- 4 備品購入費
- 5 事務所の賃借料（敷金・礼金等の経費含む）
- 6 光熱水費
- 7 飲食費
- 8 団体の運営に係る租税公課
- 9 その他事業実施に直接関わらない経費

団体の自立・成長の観点から協働事業を実施するうえで、受益者から参加費などを徴収することを認めます。ただし、その収入は事業の必要経費に充てることを条件とします。

事業関係課の対応

- 1 提案された事業は、事務局（地域振興課）で受付を行う。
- 2 提出された資料および提出時のヒアリングをもとに事業の内容を確認し、事業関係課へ情報提供する。
- 3 事業関係課は、一次審査を通過した事業について、提案団体と意見交換を行う。
- 4 事業関係課一次審査、二次審査を通過して候補となった事業について、提案した団体と事業化に向けた具体的な協議を行い、協定書または委託契約書の作成を行う。
- 5 予算は地域振興課が計上し、4月1日以降に事業関係課に執行委任する。
- 6 事業関係課は、協働事業を進めるうえで、役割分担を硬直化して考えるのではなく、目標を達成するために、お互いが何をもち寄れるか、何ができるかを積極的に考え、連携・協力をしていく。
- 7 協働事業評価制度に基づき、協働事業の確認・評価を行う。
- 8 この制度での事業実施期間終了後、区として協働事業を継続する必要がある時は、事業関係課で予算措置をして実施する。

協働事業はまだ確立されたものではなく、この提案制度において、団体からの提案をきっかけとし、協働のプロセスを団体と区が共有することによって、お互いの信頼関係を構築し、それぞれの「思い」をひとつの「かたち」に育てていながら、区民が必要とする公共サービスを提供していくものです。

最初のうちは、立場の違いや思いの違い、団体との協議に時間がかかるなど、多くの困難が予想されますが、こうした多くの困難を伴う協働事業を積み重ねることによって、新たな発見や行政サービスのあり方を見直す機会に繋がっていきます。

協働事業の第一歩は、団体の活動現場に区の職員が顔を出すことです。「百聞は一見に如かず」という諺があるとおり、相手の立場や気持ちを理解するには、まず、現場に顔を出してみることだと思います。相手の立場や気持ちを理解しながらも、行政の立場を伝え、お互いが持ち寄れるものを考えながら、連携・協力して事業を実施することが、協働事業です。

是非、新たな発見と成長が期待できる協働事業にチャレンジしてください。

提案事業の応募方法

提案に必要な書類はつぎのとおりとする。

事業提案に関する書類	1 協働事業企画提案書【第1号様式の1】 2 協働事業企画書 ・特定分野での区民からの提案事業【第1号様式の2の1】 ・区からの課題に対する提案事業【第1号様式の2の2】 3 協働事業収支予算書【第1号様式の3】
団体の概要に関する書類	4 団体概要書【第2号様式】 5 団体の定款・規約・会則等【任意様式】 6 団体の年間活動計画書（現年度分）【任意様式】 7 団体の年間事業報告書（過去1年分）【任意様式】 8 活動内容がわかるチラシなど

(第1号様式の1)

協働事業企画提案書

練馬区長 宛

(提案団体)

団体名

代表者名

住所

練馬区協働事業提案事業について、下記のとおり提案します。

- 1 提案区分 特定分野での区民からの提案事業・区からの課題に対する提案事業
- 2 企画書 別紙「第1号様式の2の1(または2)」のとおり
- 3 収支予算書 別紙「第1号様式の3」のとおり
- 4 団体概要 別紙「第2号様式」のとおり

(添付書類)

- 1 団体の定款・規約・会則等【任意様式】
- 2 団体の年間活動計画書(現年度分)【任意様式】
- 3 団体の年間事業報告書(過去1年分)【任意様式】
- 4 活動内容がわかるチラシなど

協働事業企画書

(特定分野での区民からの提案事業用)

1	提案団体名	
2	提案事業の名称	
3	提案事業の目的	1 解決する地域課題 2 区民ニーズ・課題提起の根拠など
4	課題解決の手法	1 課題解決の方策 2 課題解決の独自のアイデア
5	役割分担	1 提案団体の役割 2 区に期待する役割
6	協働の必要性	1 区と協働で行うメリット 2 団体が単独または区が単独で行う場合の課題
7	具体的な事業内容	目的、成果、内容、実施日程、対象人数、実施場所、 予算額 など 事業スケジュール別紙のとおり
8	事業の実施体制	事業を実施するための団体内部の体制 (組織体制・責任者・従事者数・役割分担など)
9	事業成果の確認方法	
10	提案事業に関連した提案団体の過去の活動実績	
11	地域や団体との連携	
12	提案事業実施年度以降の展望	

協働事業企画書

(区からの課題に対する提案事業用)

1	区の課題名	
2	提案団体名	
3	課題の現状認識	
4	提案事業の目的	1 解決する地域課題 2 区民ニーズ・課題提起の根拠など
5	課題解決の手法	1 課題解決の方策 2 課題解決の独自のアイデア
6	役割分担	1 提案団体の役割 2 区に期待する役割
7	協働の必要性	1 区と協働で行うメリット 2 団体が単独または区が単独で行う場合の課題
8	具体的な事業内容	目的、成果、内容、実施日程、参加予定人数、実施場所、 予算額 など 事業スケジュール別紙のとおり
9	事業の実施体制	事業を実施するための団体内部の体制 (組織体制・責任者・従事者数・役割分担など)
10	提案事業に関連した提案団体の過去の活動実績	
11	事業成果の確認方法	
12	地域や団体との連携	
13	提案事業実施年度以降の展望	

事業スケジュール

	準備・実施・評価など
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	

(第1号様式の3)

協働事業収支予算書

提案事業名	
-------	--

区 分		金 額	算出根拠(単価×数量等)
収 入			
	区負担金		
収入計			
支 出			
	支出計		

積算の根拠となる書類を添付してください。

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団体名		
団体住所		
ホームページ		
代表者	氏名	
	住所	
	電話	(F A X)
	メール	
連絡先 区からの	氏名	
	住所	
	電話	(F A X)
	メール	
設立年月	団体設立	年 月
団体の目的		
主な活動内容		
団体の 構成員	役員、理事など	(人)
	専従有給職員	(人)
	常時活動しているボランティアスタッフ	(人)

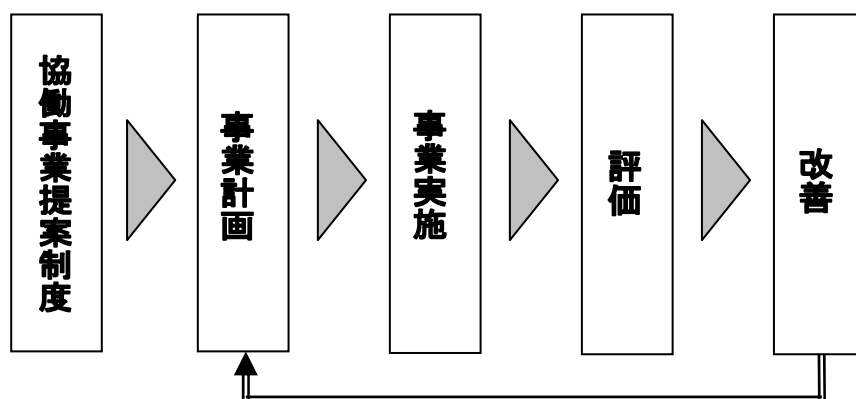
団体の定款・規約・会則等、年間活動計画書（現年度分）、年間事業報告書（過去1年分）、活動内容がわかるチラシなどを必ず添付してください。

区からの課題事業概要書 (区作成分)

1	事業の区分	新規事業	既存事業の協働化
2	事業名		
3	事業概要	1 現状と課題	
		2 事業の目的	
		3 いままで区が実施したまたは検討している事業の概要	
		4 事業費の概算	
4	協働の必要性 役割分担	1 協働で行う理由	
		2 区の役割(仮)	
		3 提案団体に期待する役割(仮)	
5	事業実施期間 (予定)	平成 23 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
6	担当部署	担当部署 関連部署	

協働事業の振り返り(評価)

協働事業の質を上げていくためには、協働事業の評価を行うことはもちろんのこと、お互いそのプロセスや成果を検証し、改善に努めていくことが大切です。そのために協働事業の中間および終了後に、検証・評価を行う制度を定め、実施事業について、主観的・客観的な検証・評価を行い、協働事業におけるプロセスの改善とノウハウの蓄積に取り組んでいく。

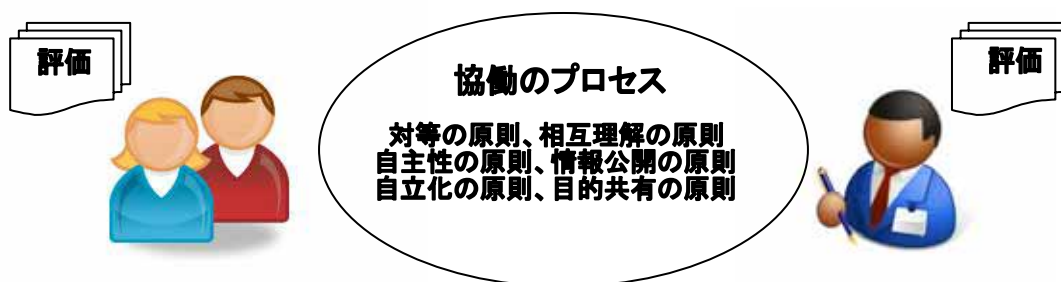


評価の実施方法

1 中間評価(確認)

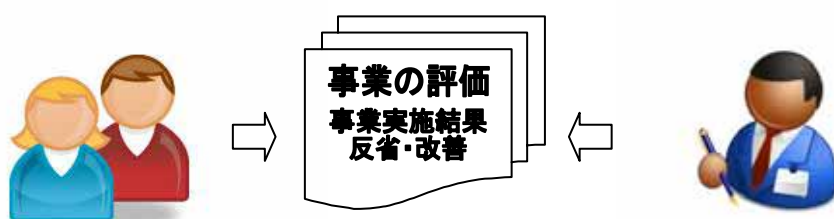
(1) 協働事業のプロセスに関する評価(団体と区がそれぞれ評価)

- ア 協働の原則に従って取り組み状況を検証・評価する
- イ 下半期に向けての課題や協働相手への要望など



(2) 協働事業の効果・成果に関する評価(団体と区が話し合って評価)

- ア 上半期の事業実施内容と結果
- イ 上半期の反省点
- ウ 下半期への改善点



(3) 中間評価結果への意見

区民協働推進会議は、団体と区の評価結果に対して、意見書を提出



2 最終評価

(1) 協働事業のプロセスに関する評価 (団体と区がそれぞれ評価)

ア 協働の原則に従って取り組み状況を検証・評価する

イ 協働事業を実施したことによる団体への効果

ウ 協働事業を進めていくうえでの課題や協働相手への要望

(2) 協働事業の効果・成果に関する評価 (団体と区が話し合って評価)

ア 事業の実施内容と結果

イ 協働による相乗効果の検証

ウ 受益者の反応 (アンケート結果など)

エ 上半期の反省点は改善度合い

(3) 総合評価

区民協働推進会議は、団体と区の評価結果を基に、総合評価を行う。

(4) 総合評価の結果を公表する

